

重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、医療的ケアの必要な重度障がい児者を受入れる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に定める医療型短期入所事業所等に対して必要な経費を助成することにより、医療的ケアの必要な重度障がい児者が安心して短期入所を利用できる環境を整備することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方消費税（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、本補助金の交付を受けようとする年度の4月30日までにを行うものとする。ただし、年度途中で新たに事業に着手する事業所においては、上記によらず事業の開始の30日後までに申請を行うことができるものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1-1号、1-2号、1-3号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入れ控除税額に対応する額を減額する。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類はそれぞれ様式第1-1号、1-2号、1-3号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の交付の方法）

第8条 県は補助金を、別表第5欄に掲げる時期ごとに概算払の方法により、各年度の最終月については精算払の方法により交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を受けようとするときは概算払申請書（様式第6号）を、精算払を受けようとするときは請求書（様式第7号）を作成し、別表に掲げるそれぞれの事業毎に別表第5欄に掲げる時期の翌月の20日までに県に提出しなければならない。

3 県は、前項の概算払の申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めるときは、規則第19条に基づき概算払通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（遵守事項）

第9条 補助事業者は、事業の実施にあたり、事故が発生した場合は、県及び対象者の家族等に直ちに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 補助事業者の従業者及び従業者であった者は、正当な理由なく、業務上知り得た対象者及び対象者の保護者に関する一切の事項を他に漏らしてはならない。事業を実施しなくなった後も、同様とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年8月25日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年6月23日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

この改正は、平成30年9月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費※1	4 補助率	5 交付時期
医療型ショートステイ事業	障害者総合支援法に定める指定短期入所事業所である病院（ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める医療型障害児入所施設又は障害者総合支援法に定める療養介護事業所であるものを除く。）、診療所又は介護老人保健施設（以下「医療機関等」という。）	<p>1 医療的ケアの必要な在宅の重度障がい児者※2を医療型短期入所として受け入れた場合の一人当たりの経費として次に掲げる額</p> <p>（1）入院診療報酬単価が医療型短期入所に関する報酬相当額を上回る場合の差額（病院又は診療所に限る。）</p> <p>（2）介護報酬単価が医療型短期入所に関する報酬相当額を上回る場合の差額（介護老人保健施設に限る。）</p> <p>（3）補助事業に従事する看護師の person 費相当額</p> <p>1日当たり 13,000円</p> <p>（4）補助事業に従事する医療ソーシャルワーカー等の person 費相当額※3</p> <p>1回当たり 14,000円</p> <p>2 診療所における宿泊受入に伴う看護師の夜間勤務 person 費相当額</p> <p>1日当たり 29,000円（年間200日分を上限とし、短期入所における特別重度支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）該当者が宿泊利用を行う場合に限る。）</p> <p>3 補助事業に新たに参入する医療機関等が、医療型短期入所に係る障害福祉サービス費の報酬請求システムを新規導入する際の経費（上限500,000円）※4</p>	10/10	四半期毎
ヘルパー等派遣事業	県内に所在する障害者総合支援法に定める居宅介護又は重度訪問介護等並びに介護保険法及び健康保険法等に定める訪問看護を行う者（以下「ヘルパー等派遣事業者」という。）	<p>1 医療的ケアの必要な在宅の重度障がい児者が、医療機関等が実施する医療型短期入所（医療型短期入所の準備行為となる入院（以下「お試し入院」という。）を含む。）を利用した際に、その障がい児者の家族に代わって見守り等（介護給付費又は診療報酬等により評価されるものを除く。）を行った場合に要した費用で次に掲げる額※6</p>	10/10 ※5	四半期毎 又は月毎

		<p>(1) 昼間(午前8時から午後6時まで)の見守り等 1時間あたり 3,165円</p> <p>(2) 夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)の見守り等 1時間あたり 3,956円</p> <p>(3) 深夜(午後10時から午前6時まで)の見守り等 1時間あたり 4,747円</p> <p>(利用者が同日に複数回ヘルパー等の支援を受ける場合の補助金額は、1回の支援ごとに算出する。)</p> <p>2 新たに補助事業に参入するヘルパー等派遣事業者で、お試し入院等により利用者の支援内容の把握ができない場合、当該利用者の支援経験があるヘルパー等派遣事業者のヘルパー等と同一時間帯に見守り等を行った場合に要する経費で前項に掲げる額。</p> <p>3 利用者の支援内容の把握のために必要な場合、1利用者につき1回限り、12時間を上限として、同一時間帯に2以上のヘルパー等派遣事業者のヘルパー等が見守り等を行った場合に要する経費で第1項に掲げる額。</p> <p>4 ヘルパー等派遣事業者が事業を実施する際の移動に要する経費 医療機関等とヘルパー等派遣事業者の所在市町村が異なる場合、1km(ただし、小数点以下は切り捨てるものとする。)当たり 25円。ただし、一つのヘルパー等派遣事業者において複数のヘルパー等が交代で見守り等を行った場合の往復回数は次の上限の範囲内で実績に応じた回数とする。 (1) 3時間まで: 上限1回 (2) 6時間まで: 上限2回 (3) 以降、3時間増えるごとに上限</p>	<p>10/10</p> <p>10/10</p> <p>10/10</p>	<p>四半期毎 又は月毎</p> <p>四半期毎 又は月毎</p> <p>四半期毎 又は月毎</p>
--	--	---	--	--

		を1回加えるものとする。		
		5 医療的ケアの必要な重度障がい児者が初めて補助事業を利用する場合又は医師が必要と認める場合に受診する外来診療の付添い時に係る経費 1回につき1事業所当たり 5,570円	10/10	四半期毎 又は月毎
		6 補助事業に従事する職員の人件費相当額※7 1回当たり 14,000円	10/10	四半期毎 又は月毎
		7 利用者の負担上限月額を管理するヘルパー等派遣事業者 1人につき1月当たり 1,500円	10/10	四半期毎 又は月毎

※1 補助対象経費は、交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。

※2 医療的ケアの必要な在宅の重度障がい児者とは、県内の市町村が障害者総合支援法に基づき行う支給決定手続きにより、医療型短期入所の支給対象とされた鳥取県内在住の重症心身障がい児者、重度肢体不自由児者、筋ジストロフィー・ALSなどの障がい児者をいう。

※3 利用者及びヘルパー等派遣事業者との日程調整業務に限る。

ただし、ヘルパー等派遣事業者が、医療機関等に代わってヘルパー等派遣事業に係る日程調整業務を実施する場合は補助対象外とする。

※4 ライセンス料、システム設定料等のソフト費用に限る（パソコン、プリンター等の購入費用を除く。）。

※5 ヘルパー等派遣事業者は、利用者の障害者総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）に記載された負担上限月額が0円以外の場合、当該利用者から利用者負担額として負担上限月額の範囲内で次のとおり徴収することとし、補助率は当該利用者負担額を除いた額に対して10/10とする。

当該利用者負担額は、障害福祉サービス利用に関する利用者負担上限額とは別に、ヘルパー等による見守り等を利用した時間に応じて利用者が自己負担するものであり、障害福祉サービス受給者証に記載の負担上限月額と同額を上限とする。

ただし、お試し入院については、利用者負担額は生じないものとする。

【利用者負担額】（利用者負担額は、100円未満の端数は切り捨てるものとする）

(1) 昼間（午前8時から午後6時まで） 1時間当たり 300円

(2) 夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで） 1時間当たり 300円

(3) 深夜（午後10時から午前6時まで） 1時間当たり 400円

※6 「1時間当たり」で算定する場合の所要時間は、概ね30分以上とする。30分未満の場合は、各時間帯の補助単価の5/10（ただし、1円未満は切り捨てるものとする。）とす

る。

また、利用者が、病状の急変などやむを得ない事情により医療型短期入所の開始予定時間の24時間以内に利用をキャンセルした場合には、別表に掲げる利用予定期間における補助対象経費相当額を助成する。また、お試し入院についても同様の取扱いとする。

※7 ヘルパー等派遣事業者が、医療機関等に代わって実施するヘルパー等派遣事業に係る日程調整業務に限る。